

平成24年第2回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年6月13日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定の件
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第 4号 平成23年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 7 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第 8 議案第76号 町道路線の認定について
- 第 9 議案第77号 町道路線の変更について
- 第10 議案第78号 四万十町役場の位置を変更する条例の制定について
- 第11 議案第79号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 第12 議案第80号 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第13 議案第81号 四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第82号 平成24年度四万十町一般会計補正予算（第1号）
- 第15 陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第15まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出 席 議 員（19名）

2 番 榎 野 章 君
 4 番 岩 井 優之介 君
 6 番 津 野 吉 得 君
 8 番 緒 方 正 綱 君
 10 番 堀 本 伸 一 君
 12 番 山 岡 義 正 君
 14 番 下 元 真 之 君
 16 番 森 健 吉 君
 18 番 竹 内 常 喜 君
 20 番 宮 地 章 一 君

3 番 田 邊 哲 夫 君
 5 番 中 屋 康 君
 7 番 山 上 利 嗣 君
 9 番 橋 本 保 君
 11 番 林 健 三 君
 13 番 吉 村 アツ子 君
 15 番 下 元 昇 君
 17 番 酒 井 祥 成 君
 19 番 岡 峯 久 雄 君

~~~~~

欠 席 議 員 ( 0 名 )

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	高 瀬 満 伸 君	副 町 長	渡 部 睦 君
政策監 (医師確保) 兼十和大正診療所事務長	左 脇 淳 君	会 計 管 理 者	林 正 憲 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	企 画 課 長	森 武 士 君
商工観光課長	宮 地 正 人 君	管財契約課長	仲 治 幸 君
税 務 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	熊 谷 敏 郎 君
建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君	環 境 課 長	山 脇 一 生 君
町 民 課 長	柴 久 幸 君	健康福祉課長	市 川 敏 英 君
上下水道課長	高 橋 一 夫 君	教 育 委 員 長	中 岡 全 君
教 育 長	宮 崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄 子 君
生涯学習課長	野 村 和 弘 君	農業委員会会長	林 幸 一 君
農業委員会事務局長	永 尾 一 雄 君	代表監査委員	松 本 悟 志 君
総務課財政班長	大 元 学 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武 内 洋 介 君	町民生活課長	山 川 明 彦 君
産業建設課長	下 藤 広 美 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長 岡 本 順 一 君 町民生活課長 杉 内 和 一 君
産業建設課長 林 久須男 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長    田 辺            卓 君                      次                      長    武 田 枝 里 君  
書                      記    津 野 寛 子 君

~~~~~

午前9時35分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆様おはようございます。

ただいまより平成24年第2回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、7番山上利嗣君及び19番岡峯久雄君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の6月11日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） 皆さん、改めましておはようございます。

一昨日の議会運営委員会におきまして、第2回四万十町議会定例会今回の会期を本日13日より6月21日までの9日間と決定をいたしております。

以上ご報告いたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の6月13日から6月21日までの9日間であります。

お諮りします。

平成24年第2回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成24年第2回定例会の会期は本日から6月21日までの9日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましてはお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の

報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告があつております。事務局に保管してありますので適宜閲覧願います。

次に、会議規則第122条議員の派遣について、その結果を報告します。

平成24年3月18日、口神ノ川小学校閉校式に議長ほか5名の議員が出席しました。

平成24年3月18日、丸山小学校閉校式に酒井副議長ほか4名の議員が出席しました。

平成24年3月25日、大奈路保育所閉園式に議長ほか6名の議員が出席しました。

平成24年3月29日に、四万十市川登地区に所在の官行造林について、堀本産業建設常任委員長ほか5名の議員が視察研修しました。

平成24年4月1日、四万十町内で行われました第4回四万十川桜マラソン大会に議長、酒井副議長ほか2名の議員が出席しました。

平成24年4月2日に、四万十町役場本庁舎東別館2階会議室で行われました、韓国高敞郡（こちゃんぐん）との友好協定調印式に議長、酒井副議長が出席しました。

平成24年4月5日、十川集会所「いこい」落成式に議長、酒井副議長ほか4名の議員が出席しました。

平成24年4月9日、平成24年度四万十町大正地区慰霊祭に酒井副議長が出席しました。

平成24年4月14日に、高知市の高知会館で開催されました、高知窪川会春季大会に議長ほか3名の議員が出席しました。

平成24年4月24日から25日に、岐阜県恵那市に議長、酒井副議長ほか14名の議員が訪問し、地域自治区について行政調査及び視察研修を行いました。

平成24年4月26日から27日に、四万十町道の駅四万十とおわ及び十和総合支所で行われました高知県議会公共交通問題調査特別委員会との意見交換会及び調査に議長、酒井副議長及び橋本総務常任委員長が出席をしました。

平成24年5月17日に、高知市の株式会社西日本科学技術研究所で開催されました『川の外科医が行く』出版及び学位取得記念講演会に四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の橋本委員長ほか5名の議員が出席をしました。

平成24年5月26日に、黒潮町の黒潮町総合センターで開催されました窪川佐賀道路全線事業化を祝う会に、議長、酒井副議長が出席しました。

平成24年5月28日に、高知市の高知県職員能力開発センターで開催されました四万

十川の再生と保全に関する調査特別委員会と県担当課との意見交換会に橋本委員長ほか7名の議員が出席しました。

平成24年6月3日、大正中学校校舎及びプールの落成式に議長、酒井副議長、田邊教育民生常任委員長ほか5名の議員が出席しました。

平成24年6月8日から9日、島根県津和野町の高津川漁業協同組合に四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の橋本委員長、堀本産業建設常任委員長が訪問し、島根のアユづくりプランや経営について視察研修をいたしました。

平成24年6月9日から10日に、東京都で開催されました東京四万十会総会に議長ほか2名の議員が出席しました。

議長会の件につきましてもお手元に配付しておりますのでご了承をお願いします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申し出があります。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、行政報告を行わせていただきます。

本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成24年6月町議会定例会が開催されますことを厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして、3月定例議会以降の主要な行政運営等に関しまして何点かご報告を申し上げます。

最初に平成23年度一般会計決算見込みについてでございます。

平成23年度の一般会計決算の見込み額は歳入総額で155億6,333万円、歳出総額149億2,114万円。歳入歳出差引額6億4,219万円で、このうち翌年度へ繰り越すべき財源が8,818万円となっております。実質の収支額は5億5,401万円を見込んでいるところでございます。

現在、決算調整並びに分析等を行っておりますが、歳出総額の前年度比較では平成22年度からの繰越事業である十和総合支所複合施設建設事業や国の補正予算で創設をされましたきめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金事業など、平成22年度の繰越明許費に係る決算分5億8,554万円を始め、庁舎や消防本署、ひかり保育所等の施設整備

や最終年度を迎えました小中学校の耐震改修事業等の大型事業を実施いたしました。前年度からの繰越決算分 2 億 1 億 3 千 6 万円を含む平成 22 年度の決算額と比較をいたしますと、歳出は 1 億 7 千 5 百 05 万円、10.5%の減少となっております。

なお、基金につきましては、本庁舎整備に係る繰り入れとして施設等整備基金 1 億 8,030 万円や財政調整基金 2 億円を取り崩す一方、新たに今後の公共施設の整備や修繕等に対する積み立てとして施設等整備基金 2 億 5,000 万円、地方債の後年度繰上償還用として減債基金 2 億円余りの積み立てを行っております。

また、歳入面では普通交付税におきまして、国勢調査人口の減少や期限切れとなりました合併補正、公債費の減少分等の影響により臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税で大幅な減少額となっております。前年度と比較をいたしますと対当初算定で 2 億 8,777 万円、再算定後では 4 億 2,718 万円の減少となっております。

近年、国の補正予算による追い風等もあり、前倒しも含め有利な補助事業等を優先的に進めてまいりましたが、今後は南海地震・津波避難対策を始めとする緊急かつ重要な課題への対応も含め、本年度が実行初年度となります総合振興計画の後期実施計画と一体的に地域活性化施策の推進に努めてまいります。

なお、議会 9 月定例会におきまして、決算認定として提案をさせていただき予定でございますので、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げ、平成 23 年度の一般会計決算見込みについてのご報告とさせていただきます。

次に、生活交通再編の取組についてでございます。

生活交通再編に係る取組の中からコミュニティバス運行について、これまでの経過と今後の方向性をご報告いたします。

生活交通再編は、四万十町生活交通再編基本方針・行動計画にのっとり、移動制約者の交通手段の確保を第一の目的として取り組んでいるところでございます。

平成 23 年度は、十和地域での試験運行を経て、昨年 9 月より古城、地吉、戸口～戸川、野々川の 4 路線で週一頻発運行、1 回乗車 100 円の運賃で本格運行を開始しまして、利用者の生活のための移動手段を確保しております。

本格運行の利用状況といたしましては、運行日数 99 日の総輸送者数が 1,486 人で、1 日平均輸送者数は 15 人となっております。利用の少ない路線では 4 名程度、多い地域では 10 名程度の方の生活を維持するための移動を支えているというふうに考えられます。

去る４月２７日に高知県議会の公共交通問題調査特別委員会の視察がございまして、県議会議員と利用者との懇談会を行った中では、「週に１回必ずバスが来てくれるので安心をして生活を送れる」などのご意見を多数いただき、本取組の重要性を感じているところでございます。今後は本格運行を行っております路線のより一層の利用促進と併せて、現在試験運行を行っております十和地域の２路線と大正地域の４路線につきまして、本格運行に向けて取り組んでいきたいと思っております。

また、窪川地域につきましては本年度中に交通再編に向けた実態調査と地域住民の意向調査を行った上で路線バスの再編計画を策定し、次年度以降の公共交通再編を目指していきたいと考えているところでございます。

続きまして、国保大正診療所の医師の確保についてご報告をいたします。

国保大正診療所では本年３月末に医師１名が退職をし、その後任に高知県へき地医療協議会から９月末日までの期限つきで１名派遣をいただきまして、医師２名体制で診療所を運営しているところでございます。

現在、１０月以降の体制について、派遣延長をお願いもし、協議を継続しておりますが、来年４月以降の医師確保についても大変厳しい状況が予想をされまして、関係機関や団体等を訪問し、派遣や紹介の依頼、また、町のホームページ等で全国への公募も行っております。

本町は広大な面積を有し、過疎化と高齢化が進行する中で中山間地域の医療を確保することは住民の切実な願いで、また行政の課題でもあり、今後も医師確保を重点課題として取り組んでまいりますので、議員を始め町民の皆さんのご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、南海トラフの巨大地震モデル新想定と本町の対応につきましてご報告を差し上げます。

内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」は、去る３月３１日震度分布、また、津波高の推計結果を第一次報告として取りまとめ公表を行ったところでございます。

検討会が推計をいたしました震度分布・津波高の性格は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震」に相当するものであり、その規模はマグニチュード９クラスの巨大地震となっておりまして、本町においては沿岸部の最大津波高２５．４ｍ、町全域で最大震度７の新想定となったところであります。

さらに、この内閣府の推計結果を受けまして、５月１０日に高知県が津波による浸水す

る区域及び深さの推計予測を公表いたしました。この推計は内閣府の想定をしたパターンのうちの最大値を採用し、海岸の堤防などはないものとして、また、地盤の沈降をも考慮したものとなっており、いわゆる最悪のパターンでの推計というふうになっています。

本町におけます今回の推計結果につきましては、興津地区においては基幹的な避難施設であります興津保育所、ヘリポート、浦分①、②、小室①の避難広場3か所は浸水をする区域には入っていないというふうに見られますけれども、小室②の避難広場は浸水域の微妙な位置にありまして、今後の詳細な設定の予測による見直しが必要となる可能性も想定をされるところであります。

また、現在3基が完成をしております津波避難タワーにつきましては、高さでは浸水する深さより高い位置にあるものの、タワーの強度設計に使用しました浸水する深さより今回の想定がかなり深くなっておりまして、やはり今後の詳細な予測により安全検証が必要となっております。

志和地区におきましては、現在基幹的避難施設としております小学校は浸水する区域に入っております。東日本大震災以降想定されていたことではあるものの、早急な見直しが必要であることが確認をされた形となりました。

また、現在完成をしております薬師寺横避難広場、建設中であります志和小学校裏避難広場も浸水をする区域の微妙な位置にございまして、詳細な予測の結果によってはさらに高い位置への避難施設の見直しが必要となる可能性もあるという推計結果となったところでございます。

現在、本町では東日本大震災の被害結果を踏まえ、避難施設の見直しや新たな避難施設の整備、また、沿岸地域の津波避難補完調査等に着手をしております。今後は全力を挙げて現計画の事業の加速化を図る予定でございますが、さらに今回の県の推計予測をもとに、6月中には県と合同で住民説明会も開催もし、その協議内容も踏まえながら、現施設の再検証や計画の見直しを早急に実施をしてまいります。

このため、今議会へも計画の見直しや事業の加速化を念頭に置いた防災対策関連事業の一部を補正予算として提案をいたしてございまして、本年度防災対策事業の全体事業費については取りまとめを行った上、9月議会定例会に補正予算として提案をする計画でございます。

また、今後公表されます予定の国・県の詳細設定予測に基づき、避難場所や避難経路等の再度の検証を実施するなど、津波避難対策を始め、各種防災対策に万全を期す所存であ

りまして、最悪のケースにおいても町民の皆様の命を確実に守ることを基本として対策を推進していく決意でございます。

最後に、大正西ノ川地区の水道メーター紛失問題につきまして、その後の状況等をご報告させていただきます。

昨年１２月９日に水道メーターの紛失に関して窪川警察署に被害届を提出したことにより、現在捜査が開始をされており、今年に入り現場検証を行ったというふうにも伺っております。ただ、本件につきましては現在捜査中の案件でありますことから、その後の捜査状況等について、警察から詳細な説明を受けることは困難な状況でございます。町といたしましては、今後の捜査につきましても積極的に協力をし、一日でも早い解決を目指していきたいと考えております。

なお、無届け使用に関する水道料金につきましては、請求を行いまして全額入金済みとなっておりますので、併せてご報告を申し上げます。

以上で行政報告を終わります。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第５ 報告第４号から日程第７ 報告第６号までを報告後、日程第８ 議案第７６号及び日程第９ 議案第７７号まで２議案を上程説明・審議・採決後、日程第１０ 議案第７８号から日程第１４ 議案第８２号までの５議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第１５ 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第５ 報告第４号平成２３年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、報告第４号平成２３年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、平成２３年度予算におきまして繰越明許費のご承認をいただいております各事業について、平成２４年度へ繰り越す額が確定をいたしましたので、地

方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越額並びに財源内訳等につきまして議会に報告をするものでございます。

本庁舎及び十和複合施設建設事業、町道改良事業、県営事業負担金、大正中学校プール整備事業、公共土木現年災害復旧事業など計15件、総額で5億241万9,000円の繰越額となっており、その内訳は総務費7,185万6,000円、衛生費157万5,000円、農林水産業費7,590万2,000円、土木費1億6,327万2,000円、消防費44万1,000円、教育費1億314万6,000円、災害復旧費8,622万7,000円となっております。

なお、各事業の繰越額並びに財源内訳につきましては、それぞれ繰越計算書のとおりとなっております。

以上、平成23年度四万十町一般会計繰越明許費繰越計算書のご報告とさせていただきます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第6 報告第5号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）報告を行います。

地方自治法第117条の規定により、11番林健三君の退場を求めます。

〔11番林健三君 退場〕

○議長（宮地章一君） 提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 報告第5号専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

本報告につきましては、町道で発生をいたしました自動車物損事故について、相手方との示談が成立をしたことによるその損害賠償の額を決定したものでございまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 第5号の報告について質問いたします。

町道の落石に対しての交通事故なんですけども、これ、率直に言いまして、一定金額が大きいなと思いました。

それで、よくわかりませんが、町道の交通事故、このようなケースの場合、どういう形で査定をするのか。そこに賠償保険の関係者が査定してやるのか、あるいは警察との関係はどうなるのかとか、そういうこの経過について説明をしていただきたいなと思っております。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

町道等公共施設の関係するこういった事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険というものに加入をしております。事故等が発生しました場合にはその全国町村会の総合賠償保険の代理店であります損害保険会社に対しまして事故報告を行い、そこが賠償額等を検討するということになってまいります。その結果によりまして、被害者と示談を行うといった形で進めていくことになります。金額につきましては、こういった場合でしたら車の修繕、原形復旧をする修繕の見積もりを自動車会社からとりまして金額は決定するということになります。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 道路を運転しゅうときは、自分もちょうどあるところから、夜間大正の山奥から帰るときに、夜、カーブを切ったときに大きな石が落ちちよったというケースがありますので、大正とかあるいは十和地区はそういう箇所が随分あるなと思っております。しかし、基本的にはカーブの向こうには何かあるかということはある程度想定していかないかんというのが普通の交通事故に対する感覚だと思うわけですが、その自己責任といいますか、本人の注意義務との関係とかそういう割合というのは当然出てくると思うんですけども、その点についてはどのようなになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） はい、お答えを申し上げます。

議員さんおっしゃられましたように、本人の注意義務も当然出てくる、また、町としての町道に対する管理責任、その両方が出てくるわけですが、今回は落石がカーブの途中で非常に見にくいところにあったことや、また夜間であったことなどの判断から、損保会社のほうにおいて車の運転者の過失が4割、町の管理責任が6割、6対4ということで提示があったところでございます。

これにつきましては、根拠といたしましては島根県の国道で発生した同じような事故の

判例がありまして、それをもとに示談を行いまして、6対4ということで賠償を行いました相手方も示談に応じるということでございましたので、そういった形で取り扱ったところでございます。

なお、その損害賠償額につきましては、全額全国町村会総合賠償保険のほうから賄われておるということでございます。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 大体わかりました。

以前にもグレーティングが跳ね上がって、それに車が損傷して賠償したというケースもありましたし、再三、特にこの大正・十和地区はそういう山道が多い関係でそういうケースがありますけれども、今回のこういう発生した場合に個人が自主的に申請をして初めてこれが成立するんだと思うんですけれども、こういうことをきっかけに、「いや、実は自分もあった」というふうなことなんか当然町民から出てくると思うんですけれども、過去には、こういうケースの場合に、事後にそういう問い合わせがあったり、そういうふうなことは今まであったんでしょうか。そういうことがこれから若干増えてくるんじゃないかというふうに私は推察をいたしますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 過去にも何件かのこういった町道での落石事故等、先ほど言われましたグレーティングの跳ね上がりとかそういった事故で何件か町のほうに連絡がありまして、こういった形で保険を申請し、補償されるというケースは年に何件かは発生しております。

今のところ、当然事故が起きましたらそれを検証することが必要でございますので、後になってそういったことが起こったという連絡があったことは今のところ聞いておりません。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

11番林健三君の除斥を解きます。

〔11番林健三君 着席〕

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第7 報告第6号専決処分の報告について（損害賠償の額を

定めることについて) 報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長(高瀬満伸君) それでは報告第6号専決処分の報告でございます。

本報告につきましても報告第5号と同様に、町道で発生をいたしました自動車の物損事故につきまして、相手方との示談が成立をいたしましたことによるその損害賠償の額を決定したものでございまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長(宮地章一君) これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長(宮地章一君) 日程第8 議案第76号町道路線の認定について、日程第9 議案第77号町道路線の変更について、以上議案第76号から議案第77号までの2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長(高瀬満伸君) それでは、議案第76号町道路線の認定について及び議案第77号町道路線の変更につきまして、以上2議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、町道路線の認定についてでございますが、整理番号(窪川)679ムロヤシキ線より説明をさせていただきます。

当路線につきましては、県道小味野々川口線と町道桧生原ムロヤシキ線を結ぶ生活道でありまして、桧生原ムロヤシキ線の一部が未整備区間であることから当路線が利用されることが多く、幹線道路から人家地帯への連絡道として重要であると認められますことから、今回町道に認定をし、維持管理を行おうとするものでございます。

続きまして、整理番号(窪川)680若井沈下橋線でございます。

当路線につきましては、口神ノ川地区と若井地区を結ぶ路線で、四万十川に若井沈下橋が架設をされております。しかし、この沈下橋は完成後半世紀が経過をし、老朽化が進んでおりますことから、今後沈下橋を保存していくため、今回町道に認定をし、維持管理を行おうとするものであります。

続いて、整理番号(窪川)681金上野加賀ジリ線でございます。

当路線は国道５６号から分岐をした生活道でありまして、道路沿いに住家が３戸ございます。生活道として重要であると認められますことから、今回町道に認定をし、維持管理を行うものでございます。

次に、整理番号（大正）２０２１４向山線でございます。

当路線は国道３８１号線沿いの上岡地区にございます町道上岡打井川線から分岐をしておる道路で、終点には３戸の住家があり、幹線道路から人家地帯への連絡道として重要であると認められますことから、今回町道に認定をし、維持管理を行うものであります。

続きまして、整理番号（大正）２０２１５江師中線と整理番号（大正）２０２１６江師東クボ線でございます。この２路線は、江師地区で整備をしている圃場の農道ですが、町道に接続をされておりますことから地域住民等の一般車両の通行に広く利用されておまして、生活道として重要であると認められますことから、今回町道に認定し、維持管理を行うものでございます。

続いて、整理番号（大正）２０２１７木屋ヶ内的場線でございます。当路線につきましては、木屋ヶ内地区にある町道木屋ヶ内線から分岐をしている道路でありまして、住家は終点に１戸ではございますが、園芸ハウスや神社への連絡道になっており、幹線道路から人家地帯への連絡道として重要であるというふうに認められますことから、今回町道に認定し、維持管理を行うものでございます。

続きまして、町道路線の変更についてでございます。

まず、１番目に整理番号（窪川）５３４新町線でございます。当路線は漁業集落環境整備事業により津波避難路として整備をする路線でございまして、避難広場まで終点位置を変更し、町道として認定するものであります。

続いて、整理番号（窪川）２３８家地川駅前線でございます。当路線は、県道秋丸佐賀線と町道家地川宮ノ前線を結ぶ路線でございまして、家地川の駅から終点までの間に３戸の住家があり、生活道として重要であると認められますことから、終点道を変更し、町道として認定をしようとするものであります。

以上、町道の認定及び変更につきまして、道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

槇野章君。

○2番（槇野章君） 江師中線、東クボ線についてお伺いいたします。

去年の6月の議会にちょうど窪川の若井川のほうから陳情で、これと同じ、起点から終点まで人家のない農道が町道認定ということで出されておりましたが、産業建設では人家がないということで不採択ということにいたしました。これも同じ内容やと思いますが、そのとき担当課長も若井川のほうへ現地を視察して、「若井川を認定するのであれば江師も認定せないかん」ということを言いよりましたが、そうすると江師を認定をすると若井川のほうも認定せないかんことじゃないろうか、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 2番議員さんのご質問ですが、路線番号20215江師中線と20216江師東クボ線の町道認定でございます。

この認定箇所でございますけれども、資料のほうに地図が出てます。確かに圃場整備内の農道でございますが、途中には人家がございませんけれども、この路線につきましては町道が、周囲が町道でございますが、町道同士をつなぐということで、認定基準の7ということで今回提案を差し上げております。農道ではございますけれども、周りを回っている町道のバイパス的な役割ということで、農家の人だけでなく一般車両も一般に通行しているということでございまして、今回、認定基準7の町道間を連結するというので今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長（宮地章一君） 槇野章君。

○2番（槇野章君） 若井川も同じことですが、陳情では不採択、執行部提案では採択というようなことも、町道認定はおかしいと思いますが、そこらあたり、またしっかり精査をしていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） 整理番号680の若井の沈下橋の件について質問をさせていただきます。

この沈下橋においては、合併以前から沈下橋が、中が陥没しておったと思うわけでありまして。これを町道に認定をという提案であります。かなりな費用が要するというように思うわけでございます。そういった財源はどういう形で組まれるのか、その点をお聞きしてみたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 若井の沈下橋保存の関係の認定の件ですが、これは去る昨年度9月定例議会でしたか、地元若井地区から陳情が出まして、議会の教育民生委員会でしたか、のほうに諮られまして、議会の中で一応保存を求める陳情に対する審査結果を踏まえまして、執行部のほうがその後協議を重ねてまいりました。

陳情書の内容を見てみますと、若井川沈下橋の保存方針というのは県が平成10年に立てておりまして、その保存方針の中に若井の沈下橋は番外編として入っておりまして、正規な保存の沈下に入ってなかったわけです。これはなぜかと言いますと、保存方針の中では、橋として市町村の道路、町道、または農道、林道の台帳に記載がないということがありまして、その保存方針にはそぐわないということで入っておりませんでした。

町のほうとしては今回それで認定いたしまして、今後の保存に対して国の補助金、例えば今の状況は当然あこでバリカーいうもので人の通行は制限しております。人と車はもう通行制限しております。ということで今後は、人と車については制限規制はされておりますが、景観上の保存ということもありまして、保存していくためには国の補助金を導入せないかと。それには、町道に認定いたしますと、あの橋梁が例えば台風の洪水により流れるという事態が発生しますと、当然国の災害復旧事業に提案いたしまして、即座に災害復旧というような対処ができます。

新たな単費、町の単独費で改修となると、橋脚のほうもかなりちょっと、この間もちょっと見に行きましたが傷みが激しいもので、なかなか上部の床版、ワンスパンの床版だけの架け替えではなかなか直らんような状況になっております。そうするとどうしても国の補助金を導入する財政手段が必要だと考えまして今回新たな認定をかけまして、沈下橋の保存方針にも乗り、町が管理できるような体制をとりたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） 担当課長から説明を受けました。

現在、通行止めで金の枠を両サイドにやっておられるということで、あくまでも、言うたら町道に認定はするが、車の通行はできませんよという形での町道認定という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） はい、議員さんおっしゃるとおりですが、現在若井、今認定

をかけようとする若井の沈下以外にでも、窪川地区には松葉川に、米奥のところに2橋、米奥と北ノ川を結ぶ沈下と、一斗俵と米奥を結ぶ沈下ですか、2橋も現在町道として管理しております。それも当然、人と車の通行は当然沈下橋のほうで危険があるということで制限をかけての、同じような状況での管理をしたいと思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 2番議員のほうから指摘のあった町道認定、大正の江師、東クボ線ですか、同じ関連した中身になるわけですが、ただ、町道の認定には1つの基準があって、その基準に基づいて常任委員会でも精査をし、取り扱いをしているということです。

そういった中で1つには、その基準の中で住家があるかないかということも大きな基準の何になるわけですが、課長知ってのとおりでございますが。ただ、この路線につきまして、江師のこの路線につきましては非常に立派な農道といいますか、それで町道として認定しても今後の活用方法、それから交付税の問題等々踏まえて非常に有効な路線ではあるというふうに私も判断をするわけですが、ただ課長、基準というのはどういうことかということになりますので、今後の陳情の、町道認定の陳情の1つの基準が崩れてくるということでは非常に困ります。ですから、陳情ということについては地元住民の皆さんのそれぞれの思いということがありますので、基準が崩れると困ると思います。ですから、この路線についてはそういった、私も恐らくあの路線であろうというふうに認識は持っておるわけですが、これは町道に取り上げて、町としてもプラスになってくるであろうというような判断はします。

しかし、今言った基準がありますので、今後に影響が出てくると困ります。そこは今後この路線でどれだけの車両の運行、日常生活の中で住民が生活していくに、トラクターの行き来だけでなくして、生活上の車両の運行等がどのくらいあるかというようなことはデータ的に今後出していきたいなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

そういった何かの特定の理由がないとよね、今後のその採択基準が崩れてくるということでは困りますので、同じ住家がない地域でもこういう状況があると、そのことを重んじるために採択するということにならんと、それは地域差ができたり、場所によって違うというようなことでは私たちの責任になりますので、そのことはお願いしたいと思うわけ

ですが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 10番議員さんの先ほど出てました江師中線、江師東クボ線のご質問にご回答したいというふうに思います。

基準ということでございまして、基準というところでは、町道が周囲にあって、そこを結ぶということで7の基準をここでは採用して提案をさせていただいております。

それと、一般車両等の通行でございますけれども、交通量調査というものはしていないわけですが、農道、水路、圃場整備の農耕車と言いますか、そういった車両につきましては、ほとんど水田があります。そういうことで考えますと、水田の田植え時期と、それからまた、収穫時期と言いますか、そういった時期には農耕車の通行があると思いますが、それ以外の期間については普通の宅急便とか言いますか、郵便とか、また、地域の住民の方が近くなりますので、回るよりは。そういった意味で一般車両の通行はあるということで提案をさせてもらっています。

それと、以前産業建設常任委員会の中でもこの件につきましては図面等もお示しして、これを町道としてというお話もしておりまして、そういった意味で今回提案をさせていただいたということでございます。

○議長（宮地章一君） 堀本伸一君。

○10番（堀本伸一君） 今、課長が説明いただいたわけですが、その内容等については私も十分理解が行くというところでありますが、それを言うと陳情に上がってくるほかの件もほとんど同じような状況のもんがあるという場合に困りますので、やはりこの場合には、ここへ提案してくるにはそういった日常の生活道としてよね、そら、町道と町道を結ぶ路線になるとか、あるいは町道を県道に結ぶ路線であるということも基準にありますので、そういうことにはなりますが、その中で住家があり、その人たちの日常の生活に非常に必要であるということが理由にならんといけませんので、通常宅急便が来るときがありますということでなくしてよね、やはりその地域の人が日常的に非常に活用があるという状況を示していただかんと、なかなか採択するのが難しいということになりますので、その点をお願いしたいのであります。

ですから、今資料はないと思いますが、今後こういった形で一定の車両的日常の生活の利用度が非常に高いというものをお示しいただきたいなという産業建設からの要望です。それをもとに今後また判断をしていくということにしないと、今のこの議案を認めること

が非常に難しくなりますので、そのことをお願いしておきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 大変そういった生活道としての、町道として利用効果があるかという部分でのデータということが資料不足ということでございまして、今後はそういった点は本課、または十和の産業建設課とも協議をいたしまして、そういった部分でそういったデータ資料等をつけての提案ということには注意していきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） それで、今質疑を聞いていてちょっと答弁漏れもあるんじゃないかなということで質問をさせていただきます。

2番議員が初めに質問をいたしましたその中で、昨年の産業建設常任委員会のほうに若井橋ですか、同じようなそういった陳情が出てきて、委員会で精査した結果、委員会は不採択という結果を出して、それで2番議員は同じような、この整理番号20215と20216はそれと同じような条件ではないかという質問で、片方は委員会で陳情があったものが不採択になる。ところが、今回、これ多分執行部の提案かなと思うんですけども、それがこれから質疑の後、採択に行くんですけども、2番議員は最後に、このいわゆる20215と20216が採択になれば、同じような条件であれば、昨年の若井川地域のその町道認定も認定されるべきではないかというような質疑であったと思うんですけども、その答弁が担当課長から出ておりませんので、その確認と、若井川の状況、委員会が違いますので現場へ行っておりません。

2番議員がおっしゃるように、この20215と20216は、両2案とも終点と始点が町道につながっていると、こういう説明ですけども、その若井川の件につきましてはそのあたりの条件ですかね、どうであったかわかりませんので説明願います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 若井川が昨年度でしたか、地元から要望が上がってきまして、当然産業建設常任委員会のほうで現地も見まして不採択になった件は重々承知しております。

若井川の件につきましては当然町道と町道、若井川の陳情書の中でも結んだ線とはなっております。同じような圃場整備事業が進んだ関係で、4m道路で若井川も確か舗装が

あったかなと思いますが、通常の利用頻度です。が違いじゃないかなと自分なりには思う
ちよったがです。若井川の場合は一般車両の通行は、今自分が思うちゅうのには、この江
師の今回提案させていただいちゃう道路と違いまして、一般車両の通行頻度がもっと低か
ったんじゃないかなと。その間の違いで不採択になったという経緯があったんじゃないか
と、これ、ちょっと個人的見解にはなりますが、その違いが、大きな違いがあったんじ
ななかろうかと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 先ほどの建設課長から答弁がありましたように、ち
よっと私そのときに現地に行ったという、ちょっと記憶が少しありませんが、申し訳ない
んですが。この提案する時点で、建設課長ともそういった部分があるということは話をしま
して、ただ、先ほど申しましたように一般車両の交通が江師の場合は、データは構えてな
いんですけれどもあるということで、協議をして、今回提案させていただいたということ
でございます。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） もう一点といいますか。先ほど堀本議員のほうからもこの基準と
いうのが、やっぱり遵守しなければ後々いろいろなこういったあれが出てくるんじゃない
かという心配の中で、今答弁がありましたように、一般の住民がいわゆる生活道としての
頻度が高いと、あるいは一方はほとんどないという基準で判断したということですが
も、それぞれこれが基準の第7号に該当するかと思うんですけれども、勉強不足で認定基
準第7号をよく承知しておりませんので、簡単に7号の説明をお願いしたいと思いま
す。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 基準でございますが、7号につきましては「町道間
の連絡上重要であるもの」ということで規定されております。

○議長（宮地章一君） 下元昇君。

○15番（下元昇君） 町道間を結んだということは、基準の中にはそこを通る台数のあ
れがはっきり言って入ってないと。だから、基準内で判断すると、先ほどの若井川のあれ
もこれ、基準を満たしているというふうに、現場見てませんのでわかりませんが、
基準だけで話をするとそういうことになりますよね。

だから、堀本議員が聞いたのは、「そこらあたりデータをとって基準を守って判断をしてくださいよ」という質問であったかと思うんですけれども、その基準を満たしている中で、一方はこういったふうに提案してくる。一方は、委員会で不採択になったものは、当然不採択になった結果は、その基準の問題ですけれども、そういったいわゆる基準上は、同じ基準内にあっても一方は不採択、一方は、これからわかりませんが提案するという、そこはちょっと公正な行政を行う上では、通行量も当然それは考えてやるべきとは思いますが、そこあたりの取り扱いの認識、お伺いします。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正産業建設課長（下藤広美君） 今回の提案差し上げた、申し上げました路線等、また昨年若井川で産業建設常任委員会に陳情があったものの、1つは採択された、今回提案したということですが、基準が町道の連絡ということでは一緒です。ただ、重要であるものというところで、ここが少し、どういったものが重要なのかということが必要ではあるかと思います。この基準につきまして、今回はこういうことでデータ等ございませんけれども、関係課でまた調整して基準の見直しといいますか、どういったものが重要か。どこで町道が連絡されて、経済効果なり、そういうものが高い分別といいますか、そういうものをやっぱり示す必要があるかと思うので、また関係課で調整をして再検討していきたいと、基準については、思っております。よろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第76号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第76号町道路線の認定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第76号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決さ

れました。

これより議案第 77 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 77 号町道路線の変更についてを採決します。

議案第 77 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

ただいまより暫時休憩します。

午前 10 時 41 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 10 議案第 78 号四万十町役場の位置を変更する条例の制定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第 78 号四万十町役場の位置を変更する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

新庁舎の建設事業につきましては現在実施設計の最終段階となっておりまして、6 月の末には建築確認申請を行い、10 月の工事着工を目標に関係機関との調整を行っているところでございます。

ご承知のとおり、本事業は平成 23 年 3 月に基本計画を策定いたしまして、平成 23 年度当初予算に用地購入費を含む関連予算を提案し、原案可決をいただいたところでございまして、本年度当初予算におきましては、本庁舎建設事業に係る継続費総額 25 億 285 万 5,000 円の予算を可決いただいております。このため新庁舎の本体工事発注に先立ち、地方自治法第 4 条第 3 項の規定に基づき庁舎の位置の変更について議会の同意を得よ

うとするものでございます。

なお、本議案につきましては、出席議員の3分の2以上の方の同意が必要でございます。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第78号について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第11 議案第79号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理について、日程第12 議案第80号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、日程第13 議案第81号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、以上議案第79号から議案第81号までの3議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第79号から81号までの3議案を一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第79号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理についてご説明を申し上げます。

本議案は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律が本年7月9日に施行されることに伴いまして、外国人登録法が廃止となり、併せて住民基本台帳法の一部を改正する法律により、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることになりました。

め、本町における関係条例の整理を行うものでございます。

条例の主な整理内容といたしましては、外国人登録法に関連する字句の修正及び削除、外国人に係る印鑑登録について必要な事項を定めることといたしております。

続きまして、議案第80号四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

広井小学校につきましては児童数の減少により平成19年4月から休校をし、現在5か年が経過をいたしました。今後においても児童の増加が見込めない状況でございます。広井小学校の校舎は平成8年2月建築、また、体育館は同年9月の建築でございます。比較的新しい建物であることから、この施設の利活用につきまして、十和総合支所地域振興課を中心に地元住民と協議を重ねました結果、十和地区を中心に活動しております団体を中心とした田舎ビジネスを検討することといたしました。

内容といたしましては、シェアオフィス、会議室、研修室や地域交流の場として利用をいたしますとともに、地域や利用者の要望にも応えていける施設づくりを考えておりまして、このたび地元住民の同意も得られましたので条例の改正を行い、広井小学校を廃校しようとするものでございます。

最後に、議案第81号四万十町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、広井小学校敷地内にあります広瀬教職員住宅が平成19年度の休校より使用されていない状況にあるため、今後におきまして「四万十町移住・定住促進（お試し滞在施設）整備方針」に基づき、お試し滞在施設の整備の対象施設として利活用するよう計画をしておりますことから、四万十町教職員住宅条例の一部を改正し、事前に教職員住宅から除外をしようとするものでございます。

以上3議案につきましてご審議の上、ご決定をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第81号までの3議案について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして、後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号から議案第81号までの3議案について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をして、後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第14 議案第82号平成24年度四万十町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第82号平成24年度四万十町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は森林組合の合併に伴う運営強化資金の貸し付けや、国や県が示した津波高、浸水予測等の推計結果を受けました津波避難整備計画の見直しなど、事業遂行に当たって早急に対応せざるを得ない経費についての予算措置が主なものでございます。

なお、主要事業の概要につきましては予算資料として配付をさせていただいておりますが、歳出の内容についてご説明を差し上げます。

まず、総務費の企画費でございますが、四万十町区長連絡会の視察研修事業につきまして、当初予定をいたしておりました熊本県山鹿市から東日本大震災の被災地であります岩手県及び宮城県内に視察先を変更するものでございます。

区長連絡会では毎年町所有のバス利用を基本といたしまして、テーマに沿った視察先への研修を実施しており、本年度は本町の友好都市であります熊本県山鹿市への視察研修を予定いたしておりましたけれども、国や県が示した津波高、津波浸水予測等の推計結果を受け、津波避難対策を始めとする南海地震対策が急務でありますことから、東日本大震災の被災地である岩手県及び宮城県内へ視察先を変更するものでありまして、事業費の見直しを行いました結果、研修旅費やバス借り上げ料として144万7,000円を追加計上いたしております。

続きまして、農林水産業費の農業費でございますが、大正・十和地域を中心とした農林水産物の新たな販路開拓や市場の調査、新商品の開発、高付加価値化に取り組むため、販売促進活動委託料として549万4,000円を計上するとともに、江師農林水産物集出荷加工場及び江師園芸作物実験場の管理の運営並びに四万十町地産地消外商協議会の事務局として臨時職員1名の雇用と販売促進活動に係る旅費及び事務費として241万7,0

〇〇円を計上いたしております。

次に、県の基金事業終了等に伴い創設をされました高知県産業振興ふるさと雇用事業費補助金の新たな事業認可を受け、豊かな地域資源を活かした加工品の開発や販路拡大を通じた地域資源のブランド化を形成していくための雇用に対する補助金として７２１万円を計上いたしております。

今年、７月下旬に高知市内へのオープンを予定しておりますアンテナショップにつきましては、当初、協議会が直接店舗を借り上げる予定で進めてまいりましたが、その後の協議によりまして、町が直接借り上げを行うといたしましたため、店舗の使用に係る経費を協議会への補助金から町の借り上げ料に変更するとともに、本年度の売上目標を５，０００万円と見込み、その１０％相当額を借り上げ料として設定をいたしましたことによりまして、２００万円の増額となっております。また、ショップ内の備品購入や内装整備等に係る事業費を精査いたしました結果、補助金１６２万３，０００円の増額となっております。

そのほか、県の新規事業であります園芸用ハウス流動化等促進整備事業では園芸用ハウスの長期活用や新規就農者の営農開始時の初期投資の軽減、流動化による耕作放棄地の防止等を目的といたしまして、中古ハウスの改良に要する経費に対する補助金３３０万円を計上したほか、同じく県の新規事業でありますまとまりづくり産地整備事業では本町に適した園芸農業による産地づくりを推進するため、農業者等による有望品目の導入や販売促進活動に対する補助金として６６万４，０００円を計上いたしております。

また、今後計画をしております青年新規就農者支援給付金や農地利用集積交付金事業の前提条件となります「人・農地プラン」の作成に係る経費として９０万円を計上し、平成２４年度から平成２５年度までの２か年で各集落におけます「人・農地プラン」の作成に取り組んでまいります。

林業費の林業振興費では平成２３年度から繰り越しました十和林業研修センター耐震補強工事設計委託事業が４月に完了し、耐震診断評定審査会で指摘のありました補強箇所の追加等に伴う工事費３６７万５，０００円を追加いたしますとともに、本年３月の議会定例会で一部採択されました森林組合からの合併に伴う町の支援についての要望書に対する審査結果を踏まえ、本年４月に合併した森林組合への経営基盤の強化と、そして本町の豊かな森林資源の整備、活用を目的とした運営強化資金として貸付金１億円を計上いたしております。

続きまして、商工費でございますが、農業費においてご説明を申し上げました高知県産業振興ふるさと雇用事業費補助金につきまして同じく新たな事業認可を受け、高速道路の延伸に合わせた通過型観光から滞在型観光へのシフトを目的とした体験メニューの開発・実施や情報提供、観光案内等が可能な人材の雇用に対する補助金として788万3,000円を計上いたしております。

続きまして、消防費でございますが、総務費でもご説明を申し上げましたとおり、国が本年3月に公表した南海トラフの巨大地震モデルの想定や、県が5月に示しました津波浸水予測等の結果を受け、これまで進めてまいりました津波避難計画や避難路等の整備計画の見直しといった津波避難対策を始め、南海地震対策が急務でありますことから、当初計画していた事業内容の見直しや、今後予定をしていた事業の前倒しを行うものでございます。

このうち各種計画策定業務といたしましては、当初計上をいたしておりました志和地区に加え興津地区の津波避難補完調査委託料345万5,000円と、これを受けて策定いたします四万十町津波避難計画策定委託料123万9,000円、四万十町地域防災計画の見直しに係る委託料386万4,000円、興津・志和地区の標高マップ作成委託料として120万円をそれぞれ計上いたしております。

また、興津地区につきましては、津波避難場所の見直しに伴い、新たな整備予定地であります向山地区の津波避難路及び避難広場の整備につきまして、事業の加速化と有利な地方債を有効活用するため、早急に必要な測量設計委託料770万9,000円と用地購入・支障木等補償金合わせまして700万円を追加計上いたしております。

なお、今後予定しております工事費等全体事業費につきましては、9月定例会での補正予算対応を予定いたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に教育費でございますが、読書活動に意欲のある中学生及び小学校の5・6年生を対象としました子ども司書養成講座を実施するための経費といたしまして、県の委託事業により10万円を計上いたしております。

以上が歳出の主な内容でございますが、一方これを賄う歳入につきましては第1表に記載のとおり、地方交付税、県支出金、基金繰入金及び町債の追加となっております。これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億6,440万円の追加計上となっております。累計の予算額は歳入歳出それぞれ148億1,740万円となっております。

また、地方債の補正につきましては第2表地方債補正のとおり、緊急防災・減災事業債

の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第82号について質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定をしました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第15 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情はお手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりです。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時08分 散会